邑楽町告示第135号

平成21年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月7日

邑楽町長 金子正一

- 1. 期 日 平成21年12月11日
- 2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員(16名)

1番	小	島	陸	夫	議員		2	2番	遠	藤	幸	夫	議員
3番	大	野	貞	夫	議員		Ę	5番	田音	『井	健	\equiv	議員
6番	小	沢	泰	治	議員		7	7番	山	田	晶	子	議員
8番	岩	﨑	律	夫	議員		Ć)番	加	藤	和	久	議員
10番	小	島	幸	典	議員		1 1	番	<u>\f\</u>	沢	稔	夫	議員
12番	小	倉		修	議員		1 3	3番	横	Ш	英	雄	議員
14番	本	間	恵	治	議員		1 5	5番	細	谷	博	之	議員
16番	相	場	_	夫	議員		1 7	7番	石	井	悦	雄	議員

○不応招議員(なし)

平成21年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成21年12月11日(金曜日) 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第60号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第61号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第62号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 第 6 議案第63号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第 7 議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第65号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第66号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第68号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算
- 第12 議案第69号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第70号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第14 議案第71号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第72号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第16 議案第73号 平成21年度邑楽町水道事業会計補正予算

○出席議員(16名)

1番	小	島	陸	夫	議員		2番	遠	藤	幸	夫	議員
3番	大	野	貞	夫	議員		5番	田音	7井	健	\equiv	議員
6番	小	沢	泰	治	議員		7番	山	田	晶	子	議員
8番	岩	﨑	律	夫	議員		9番	加	藤	和	久	議員
10番	小	島	幸	典	議員	1	1番	<u>\(\frac{1}{4} \)</u>	沢	稔	夫	議員
12番	小	倉		修	議員	1	3番	横	山	英	雄	議員
14番	本	間	恵	治	議員	1	5番	細	谷	博	之	議員
16番	相	場	_	夫	議員	1	7番	石	井	悦	雄	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	_	町 長
河	内		登	教 育 長 職 務 代 理 者 学校教育課長
堀	井		隆	総 務 課 長
<u> </u>	沢		茂	企 画 課 長
小	島	哲	幸	税務課長
中	村	紀	雄	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小	倉	章	利	生活環境課長
神	山		均	保険年金課長
横	山	正	行	土木課長
石	井	貞	男	都市計画課長
増	尾	隆	男	住 民 課 長
諸	井	政	行	福祉課長
飯	塚	勝	_	会計管理者兼会計課長
沼	田	正	美	水道課長
大	胐		_	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄 事務局長

田部井 春 彦 書 記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成21年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時06分 開議〕

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会において本日までに受理した請願・陳情は、配付の請願・陳情文書表のとおり所管の 常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小島陸夫議員、遠藤幸夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 議案第60号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する 協議について

○相場一夫議長 日程第3、議案第60号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議に ついて議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第60号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提 案理由の説明を申し上げます。

東毛広域市町村圏振興整備組合が昭和61年に設置し、管理運営を行ってきた群馬の水郷につきましては、平成22年4月1日に施設所在地である板倉町に譲渡される予定であるため、組合規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第61号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議 について

○相場一夫議長 日程第4、議案第61号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第61号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について、提案理

由の説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって、館林邑楽農業共済事務組合が解散されるに当たり、解散に伴う事務の承継等について規約に定めるため、別紙のとおり組合規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議に

ついて

○相場一夫議長 日程第5、議案第62号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について議 題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第62号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について、提案理由の 説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって館林邑楽農業共済事務組合が解散されるに当たり、地方自治法の規定により別紙のとおり関係市町が協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第63号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○相場一夫議長 日程第6、議案第63号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する 協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第63号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって館林邑楽農業共済事務組合が解散されるに当たり、地方自治法の規定により財産処分に関して別紙のとおり関係市町が協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 石井議員。
- ○17番 石井悦雄議員 町長に強く要望と申しましょうか、反省してもらいたい部分もございますので、申し上げたいと思います。12月2日だったと思いますけれども、この財産処分について、全協の席の中でなかなか明確な答えが出せなかった、出なかったということについて、必要以上の時間を費やして話し合った結果、結論出ずに、最終的には館林の本部のほうから職員を呼んで説明してもらおうかというようなところまでいったわけでございますけれども、私が言いたいことは、副管理者なのです。副管理者である町長が、あの席で説明できないということは、ちょっと残念だった

な、そんなふうに思いました。そして、担当の課長が来て説明をしたら、議員皆さん納得したわけです。

合併するについて、あいまいな話だけで「はいはい」というわけにもいきませんので、強くその数字的な部分について追求したところ、正直言ってなかなか、何と言ったらいいのですか、正確な答えがなかったわけです。私が思うのに、もし副管理者の町長が、提案者なのですから、共済組合においては管理者は当然提案する立場にあるわけですから、その辺の中身をよく勉強しておったらば、あんなに無駄な時間を費やさなくても済んだのではないかなと。これは共済だけではございません。医療事務組合もございます。消防組合もございます。そういった問題についても、これからどんなふうに展開されていくかわかりませんけれども、やはり管理者として、また副管理者として話し合いをする時間が多々あると思いますので、その辺は十分気をつけて今後の事務組合の内容について速やかに答弁ができるようにひとつお願いをしたいと思います。

以上です。

- 〇相場一夫議長 金子町長。
- ○金子正一町長 お答えいたします。

議員がご指摘をされましたように、全協の席では十分理解をしないまま提案をしたということについては深くおわびを申し上げたいと思います。以後そのようなことがないように十分研究をいたしまして、これからも臨みたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

- ○相場一夫議長 石井議員。
- ○17番 石井悦雄議員 私、きつく申し上げる必要はございませんけれども、今後はそういうことのないように、その気持ちはよくわかります。でも、そういうことを1度で済ませていただきたいと思います。全く今後はそういうことのないように十二分に気をつけられるようお願いを申し上げまして、終わります。
- ○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○相場一夫議長 起立多数。

金子町長。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第7議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉センター寿荘を両毛広域都市圏の公共施設相互利用対象施設から除外し、町内利用者と町外利用者の料金体系を変更するものであります。料金については、町外利用者を300円に、町内利用者については、60歳以上65歳未満を100円、65歳以上を無料に改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 遠藤議員。
- ○2番 遠藤幸夫議員 実はこの件につきまして、両毛地域でのこういった格差を設けるということにつきましては、私自身理解できるわけですが、この邑楽町福祉センターという名称からも言われるとおり、これは福祉センターであります。これまで60歳以上が無料とされていたわけでありますけれども、今回、いきなり65歳までが100円ということで負担増となる形となるわけですが、こういった場合につきましては年次的に、例えば今、60歳の方が無料券が出ているかと思いますけれども、こういった方が実際は65歳になれば自動的に無料になるわけです。そういったことを考えれば、当然年次的にこういったことを解消して、ソフトランディングに無料化、有料化していくということのほうが私は好ましいのではないかなというふうに考えます。こういった粗っぽいやり方ではなくて、もう少しソフトなやり方で移行していっていただきたいというふうに考えますが、その辺のところにつきましてはどのような検討をされたのかお尋ねしたいと思います。
- ○相場一夫議長 諸井福祉課長。
- ○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

今回の改正でございますけれども、1つは料金体系を町内在住者と町外在住者に変更することが

大きな目的でございました。そして、もう1つは、60歳以上無料をどのように取り扱うかが一つの課題でもございました。そういう中で無料の対象年齢を65歳以上無料に引き上げをしましたけれども、雇用関係や年金関係、また介護保険関係など65歳から高齢者というような考え方でもあり、またこのようなことから近隣や県内の福祉センターも65歳を年齢の基準にしている部分があります。

そしてまた、今、議員のご質問の中で、無料の対象年齢を65歳に引き上げたことにより、60歳以上65歳未満の方が100円になったわけでございますけれども、60歳未満の方が200円、多くの方に利用していただけるような、できるだけ負担にならない料金を設定したものでございます。幾つもの選択肢を協議、検討した中で、今回の条例改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例案につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

この改正案につきましては、料金改定を引き上げるというものでございますけれども、邑楽町におきましては、年間6万人が利用しております。その中で60歳から65歳の対象者は4,000人ほどでございます。さらに、町外におきましては1万8,000人が利用しているのが実情でございますけれども、そんな中で邑楽町の町民のために福祉に役立てるためには、料金を取ることがいいかどうかという検討もいたしましたけれども、よりよい利用者の利便性を図り、そしてまた環境を整えることが、私はその利用者にとってはもっともっと有効利用、有効活用においてすばらしい福祉センターになるのではないかということを思い賛成をするものでございます。どうかこの料金改定につきましてご理解をいただきまして、皆さんにお願いするものでございます。それにつきましては、私は賛成をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

〇相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第65号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第8、議案第65号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第65号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道料金の表示を税抜き表示から総額表示に改めたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第66号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第9、議案第66号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第66号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の 説明を申し上げます。

今回の改正は、水道料金及び加入金の表示を税抜き表示から総額表示に改めたくご提案申し上げ る次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて

○相場一夫議長 日程第10、議案第67号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。 平成20年9月15日、ぐんまフラワーパーク内ちびっ子広場に設けられた遊具で遊んでいた桐生市 在住の幼児が、邑楽南中学校の一部生徒の行為により、右上腕骨骨折の傷害を負ったことについて、 その賠償責任を株式会社ぐんまフラワー管理及び邑楽町ともに50%とし、本町分の損害賠償額を 36万3,186円と定めることについて議会の議決をいただきたくご提案申し上げる次第であります。 なお、損害賠償金は町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で後日補てんされる予定で あります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第68号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算

○相場一夫議長 日程第11、議案第68号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第68号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の 説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,258万7,000円を追加し、予算の 総額を75億3,680万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税5,000万円、分担金及び負担金150万3,000円、県支出金5,116万8,000円 の増額と、国庫支出金2,120万円の減額等であります。

歳出の主なものは、総務費2,910万9,000円、衛生費2,757万8,000円、商工費197万円、土木費3,841万1,000円、消防費108万6,000円、教育費1,294万6,000円の増額と、民生費2,640万8,000円、農林水産業費213万4,000円の減額等であります。なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 補足説明を申し上げます。補正予算書8ページ、9ページをお開きください。 最初に、歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人町民税の所得割でございますけれ ども、5,000万円の増額でございます。

続きまして、8ページの下段になりますけれども、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生 費国庫補助金につきましては、3,071万9,000円の減です。これは子育て応援特別手当事業執行停止 によるものでございます。

3目土木費国庫補助金につきましては884万円の増です。これにつきましては、土地区画整理事業及び住宅建築物安全ストック形成事業、これは地震防災マップですとかアスベストの調査等にかかわるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。真ん中ごろから14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金2,900万3,000円の増額でございます。これは主に3節のほうで緊急事業創出事業補助金がございます。平成21年から23年にかけまして基金を利用した雇用創出事業でございまして、現在邑楽町12件、38人の雇用に対する補助を申請いたしました。2,900万8,000円でございます。

3目衛生費県補助金につきましては1,272万6,000円の増でございます。2節の保健事業費等補助金でございますけれども、地域自殺対策緊急強化事業並びに新型インフルエンザワクチン接種助成費の補助金でございます。

次に、7目消防費県補助金108万6,000円ございます。これにつきましては、全国の瞬時警報システムの導入のための整備事業補助金でございます。

8目商工費県補助金については112万4,000円の増です。消費生活にかかわる準備をするための補助金でございます。

続きまして、14ページから歳出に入ります。歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費、 1目一般管理費49万9,000円の減ですけれども、主なものは職員人件費の減と、一般経費のほうで 緊急雇用についての社会保険料、賃金等合計で751万7,000円の追加をしたものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。4目財産管理費1,012万4,000円の増です。 主なものは、公共施設等整備基金に1,000万円積み立てるものでございます。

5目財政調整基金費1,262万6,000円の計上です。前回と同じく主なものは、財調に1,000万円、減債に200万円の積み立てをするものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。 9目交通対策費310万9,000円の増です。 交通安全施設整備、主に外側線の引き直しに係る経費を309万7,000円上げたものでございます。

12目諸費46万4,000円の増ですけれども、これにつきましては先ほどご決定いただきましたぐんまフラワーパークの事故の損害賠償金36万4,000円と、不測の事態に備えた弁護委託料10万円でございます。

13目定額給付金給付事業については、508万円です。定額給付金が終了したことによる事務費の返還金に充てるものでございます。

続きまして、少し飛びまして24、25ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費254万7,000円増の計上でございます。これは福祉センターのキュービクルのふぐあいが生じたということで取り替え工事、パスというものの取り替え工事に46万8,000円、ほかは介護保険特会への繰出金でございます。

4目障害福祉費については350万8,000円の増です。福祉タクシー使用料に80万円、補装具に135万8,000円の増等になります。

続きまして、26ページ、27ページをお願いします。26ページ、中段ごろに、3款民生費、2項児 童福祉費、1目児童福祉総務費がございます。歳入のところでも触れましたとおり3,071万9,000円 の減ですけれども、これは子育て応援特別手当が事業執行停止による減額でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。30ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,836万6,000円の増につきましては、新型インフルエンザ予防接種関係に2つに分かれておりますけれども、合計して1,660万5,000円、そしてその関連の管理用備品、空気清浄機26台の購入のための104万円等の計上でございます。

続きまして、32ページ、33ページのほうをお願いいたします。 4 款衛生費、 2 項清掃費、1 目清 掃総務費349万円の増です。大泉町し尿処理負担金の増額によるものでございます。

3目地域し尿処理費につきましては、950万1,000円の増です。これは明野並びに新中野のコミプラの改修・修繕費でございます。新中野につきましては377万1,000円、明野については573万円の修繕料になります。

続きまして、36、37ページをお願いします。6 款農林水産業費、1 項農業費、8 目農業土木費265万円の増です。改修工事に230万円、道路用地購入に105万円等になります。

7款の商工費、1項商工費、5目消費生活対策費については112万4,000円の増でございます。これは10分の10の県の補助を受けまして、消費者行政関係の周知用懸垂幕ですとかチラシ等需用費に充てるものでございます。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費230万円の工事増による増額でございます。

3目道路新設改良費2,516万3,000円の増です。主なものは町道整備事業2路線の工事費になります。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。下のほうになります。都市計画費の中の4目公園費1,253万円の増でございますけれども、主なものは県委託の県施行多々良沼公園整備事業の用地購入費1,079万8,000円になります。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費になります。1目住宅

管理費137万8,000円の増です。地域の防災マップ作成委託料が142万8,000円でございます。そして、その下の9款消防費、1項消防費、4目災害対策費108万6,000円の補正でございますけれども、先ほど歳入のところでも説明したとおり、有事の際の全国瞬時警報システムの設置工事費に係るものでございます。

続きまして、次のページ、44ページ、45ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育指導費1,527万8,000円の増の補正額でございます。主なものは、緊急雇用創出事業の補助金の活用をいたしまして、臨時補助教員10名の配置のためのものでございます。1,524万8,000円でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。10款教育費、5項社会教育費、6目図書館費126万3,000円の増の補正でございます。修繕料に56万9,000円、臨時職員賃金に25万6,000円、施設清掃に15万円等になっております。

続きまして、次のページ、52、53ページをお願いいたします。真ん中ごろに7目勤労青少年ホーム費185万円の補正でございます。主なものは、緊急雇用1人分の経費、社会保険料、賃金でございます。138万5,000円と施設修繕28万2,000円でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

- ○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 遠藤議員。
- ○2番 遠藤幸夫議員 4款衛生費、2項のこれは清掃費、ページで言いますと32ページ、33ページでございます。このうちの3目地域し尿処理費でございますが、これを見ますと950万1,000円の増額でございます。この中身につきましては、新中野の下水道処理場の修繕費、それから明野浄化センターのこれも修繕費でございますけれども、これ新中野につきましては恐らく築40年は経過しているかなと思いますし、また明野の浄化槽につきましてもおおむね25年が経過をしているところではないのかと思います。そういったことでは、経年劣化による修繕料がここに載っているかな、さらにまた新たなそういった故障箇所が出てきたのかなというふうにも思いますが、これらを考えたときに、修繕することは大いに結構ですし、またそうしなければいけませんが、これらの維持管理をするためのこれだけの税金が投入されているわけですから、受益者の負担というものについてどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。
- ○相場一夫議長 小倉生活環境課長。
- ○小倉章利生活環境課長 遠藤議員の受益者の負担についてお答え申し上げたいと思います。

明野浄化センター及び新中野下水処理場につきましては、議員ご指摘のとおり、もうかなり老朽 化しております。それで、私どもの管理下に入っているわけですが、私ども生活環境課では、当然 河川等の水質汚濁を避けるために工場等の排水の指導も適宜行っております。そういった意味では、 私どもが工場等の指導をすると同時に、そういった町民のための下水処理場も管理しているわけで ありまして、工場の指導をするとともに、自分たちでやっているところも管理しなければならないという部分では非常に難しい立場にございます。そんなわけで決して汚水を流してはならないということで、日夜管理に努力しているところでございます。その中で老朽化施設を維持していくということでは、非常に大変な費用もかかりますし、手間もかかっているところでございます。

それで、費用の面で申し上げますと、今、下水道の使用料、汚水処理料と申しますが、立米当たり50円の費用をいただいております。それが広域下水道と比べますと非常に低額になっているという実態がございまして、町の一般会計が投入されていることも事実でございます。その中で、今後、受益者負担ということも十分考慮しながら、その辺の部分、今後の老朽化した施設の維持管理等の経費等を見込みまして、いろいろ調査しまして、当分の住民の方の負担をふやすのか、それともふやす中ではどんな金額出していくのかとか、そういったことを十分調査研究をしていきたいというふうに思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○相場一夫議長 遠藤議員。
- ○2番 遠藤幸夫議員 そういったことで、町の一般の公共下水道料金と、またそういったコミプラといいますか、それらの料金の受益者に格差ができてしまうということのないように考慮していただきまして、これらの運営をしっかりやっていただきたいと思います。
 以上です。
- 〇相場一夫議長 本間議員。
- ○14番 本間恵治議員 私も同じところを質問しようと思ったら、遠藤議員のほうから先に言われてしまったのですけれども、下水道については特別会計ということで別途に採算運営されているわけです。それがここの施設については、町のほうが一般会計から繰り出しをして、修理しながら運営しているわけです。その間に先ほど言ったように格差がかなりある。それを早く是正しなければ、下水道区域に指定されているわけですよね、そこも。ですから、ある日突然同じ料金にすると言ったら、大変地域の皆さんも戸惑いを感じるのは当然だと思うのです。そういう部分では、先ほど来言っておりますけれども、受益者負担のもとにやるのであれば、これを一般会計からお金を出すのではなくて、やはりそこで利用している人たちに相応の負担をしていただくということが私は一番いいのではないかなと思うのです。なぜならば、一般の特別会計のほうでやっている下水道につきましては、かなりの金額を皆さん納めているわけです。その格差からすれば、私は当然やらなくてはならないのではないかなというふうに思っております。そういう部分では、平等の立場で料金改定をしていただいて、やはり早急にやるべきだと思うのです。調査研究とかそういうものではなくて、やはり少しずつ是正をしていかないと、これを先延ばし先延ばしすればするほどかなりの格差が今度開きが出てきて、ある日突然、では急にそれをそろえようというふうな形になったときには、大変町民の方にも迷惑かけるし、行政としても不平等な立場でずっとそれを引きずってしまうとい

うことになってしまうと思いますので、このことにつきましては早急に格差是正を図られるように お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○相場一夫議長 答弁必要でしょうか。よろしいですか。
- ○14番 本間恵治議員 要りません。
- ○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。 大野議員。
- ○3番 大野貞夫議員 私は、質問というよりも、一言発言をさせていただきたいと思います。 さきの11月26日に開かれました臨時会におきまして、人事院勧告による邑楽町職員の給与に関す る条例の一部改正がございました。私はそのときに、反対討論をした経緯がございます。今でもこ のときの考え方に変わりはございませんが、しかしながらこれをもって一般会計補正予算全体を否 定するものではないということを発言をしておきます。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第69号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正 予算

○相場一夫議長 日程第12、議案第69号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題と します。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第69号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、 提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額 を28億5,233万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の減額であり、歳出の主なものは、保険給付費及び諸支出金の増額と総 務費、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金及び介護納付金等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第69号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第70号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第13、議案第70号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第70号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提 案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,158万6,000円を減額し、予算の総額を4,172万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の減額であり、歳出については医療 諸費の減額であります。 よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第70号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第71号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第14、議案第71号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第71号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提 案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,754万6,000円を追加し、予算の 総額を14億3,483万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額であり、 歳出については総務費及び保険給付費の増額と地域支援事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第71号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第72号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第15、議案第72号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第72号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、 提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012万9,000円を減額し、予算の総額を3億8,259万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については諸収入の増額と町債の減額であり、歳出については下水道費の減額であります。 よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 本間議員。
- ○14番 本間恵治議員 この下水道が普及して何年かたっているわけでございますけれども、下水道がどのくらい邑楽町の下水道区域の中で普及しているのか、それから再三申し上げておりますけれども、市街化区域、鶉の区画整理区域、飛び地なのですけれども、そちらに当初引く計画がございました。私は再三言っておりますけれども、その途中、人家がないところを何キロも通すのであれば、区域を変更してでも今ある市街化区域の周りを取り囲んだ中で、有効的な下水道区域を指定していって、効率のよい下水道区域をやっぱりつくっていく必要が邑楽町としてはあるのではないかというふうに思っています。また、今までそういう話をしておりますけれども、そういう話に対してこの広域下水道ですから、邑楽町だけでは勝手に決められないという部分もあると思いますが、どういう努力を今までにしているのかお聞かせ願いたいと思います。
- ○相場一夫議長 沼田水道課長。

○沼田正美水道課長 ただいまの本間議員の下水道の普及率、そしてまた鶉の接続についてどのよう な努力をしているかというご質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず、下水道の普及率でございますけれども、平成21年3月31日現在で、これは住民基本台帳に ございます邑楽町の人口に対する下水道処理人口の率でございます。15.2%の普及率となってございます。また、既に供用開始をされた区域人口に対して、下水道接続をしていただいている、これは接続率でございますが、60.6%となってございます。また、鶉の接続につきましては、議員ご指摘のとおりでございまして、非常に費用もかかるというようなことは前々からご指摘をいただいているところでございます。その区域の変更等についてどのような努力をしているかということでございますけれども、現在のところ区域の変更については具体的なことは実施いたしておりません。以上でございます。

- ○相場一夫議長 本間議員。
- ○14番 本間恵治議員 この広域下水道につきましては、長たる町長が会議の場とかそういうところへ出た際に、町としての申し入れというのをやはりする必要があると思うのです。例えば、県水受水の関係でも、邑楽町はまじめに最初から引いていましたけれども、大泉町と太田市については見合わせて、3年後ですか、引きました。その関係もあって水道料金の給水の受水の料金は安くなったというふうな経過もございます。私はそのときに、みんなでお互いに意思の疎通を図って、一緒にやろうという形の中でやったにもかかわらず、おくらせた経過があるのです。私はそのときに、本当に邑楽町として違約金を取ってもいいのではないかなというふうなそういうことも発言の中で言ったと思うのです。なぜならば、一緒にやろうとして、都合が悪いからといって見合わせて、都合がよくなったらやるというふうなそういうことができるのであれば、邑楽町もそういうふうに町民のためにする必要があると思うのです。そのぐらいの気持ちを持って、長たる者は邑楽町の町民のためにどうしたら一番いい方向に向くのか、それをやはり模索していく必要があると思うのです。ですから、再三私が言っていますけれども、今の課長の話では、何ら形としてあらわれていない

ですから、再三私か言っていますけれども、今の課長の話では、何ら形としてあらわれていないなというふうに思いますけれども、ぜひそういう機会がございましたら、邑楽町の町民のためにもやはり有効に下水道が働くように、そしてまた町民のために安く提供できるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。お願いします。

- ○相場一夫議長 答弁はよろしいですか。
- ○14番 本間恵治議員 いいです。
- ○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。 石井議員。
- ○17番 石井悦雄議員 本間議員に関連して、ちょっと町の姿勢を伺いたいと思います。それは、この下水道の始まる当初、鶉地区においては離れておりますので、あそこまで引くのはいかがかなといった問題も当時ございました。でも、公共下水道ということで、そこだけ外すわけにいかないか

らというので、今日に至っている経緯がございます。昨今の経済状況を見まして、また今の進捗状況を聞いておりましてもそうですけれども、考え方としては、鶉は鶉で北の渡良瀬川ですか……

〔「矢場川」と呼ぶ者あり〕

- ○17番 石井悦雄議員 矢場川ですか。矢場川ですね。そういう声も以前あったものですから、今、下中野周辺ですか、前谷ですか、前谷をやっています。これ判断するのは大変厳しいかと思いますけれども、もし鶉の方々の考え方等もよく聞いて、現況の町の財政を考える中で、私は別個に考えるのも一つの選択肢ではないかな、そんなふうに思っておりますけれども、町長、どうお考えですか。
- 〇相場一夫議長 金子町長。
- ○金子正一町長 下水道事業につきましては、るるその進行についてということでご質問をいただいているところですが、昨今の経済状況等を見たときに、こういう状況が続くということでは困るわけですが、しかし将来的にも当初計画をした環境と大きく変わっているということは事実だろうと思っています。町のほうも、実はこれは下水道区域外の地域について、以前、農村集落排水事業ということの計画をしたということがあります。しかし、最近の合併浄化槽等の機能、働き等を見ると、河川放流の水質浄化には大変役立っているというような考え方から、その農村集落排水事業についてはやめましょうということで、実は国のほうに以前計画として上げたものでありますけれども、昨年、その排水事業については取りやめますということで中止をした経緯があります。

それと下水道事業がイコールということにはならないかと思いますが、しかし当初計画と現在の 状況を見たときに、やはり一番効率的な事業運営が必要だということを考えた場合に、そういった 具体的な鶉地域はどうかというふうなご質問もありましたけれども、合併浄化槽等の働きを有効に 使うということも一つの選択肢でありましょうし、しかしそれを公益ということでやっている分も ありますので、町独自でそれを先行してやるということにはならないかと思います。先ほどコミプ ラの話も出ましたが、そういうことを考えたときには、総合的にその関係する市町との協議も含め た中で十分検討して見直しをすべきかなという思いはあります。思いはありますが、それらの協議 もやはり必要なのかなと、そんなことも踏まえて今後検討していければと、そんなふうに思ってお ります。

- ○相場一夫議長 石井議員。
- ○17番 石井悦雄議員 当時のことをこう振り返ると、まさかこんな時代が来るとはだれしも予想されていなかったと思います。ですから、その当時、鶉は鶉で別にやったほうがいいという意見もあったのですけれども、それが現在の状況になっているわけです。それが今申し上げたように、こういう不況を迎えるような、あるいは長引くようなことがないと思っていたからそういう形になったと思うのですけれども、私、最近の、今民主党が政権とって事業仕分けの状況をテレビ等で見ていますと、かなり厳しくやっておりますよね。当時と現況が違うから、現況に合った、あるいはこれ

から5年、10年を見据えた考え方で進む方法も一つあると思います。当時の約束事だからといって、 それをかたく守ることもこれは大事かもしれません。

でも、邑楽町ばかりではないのです、この問題は。恐らく関係する町村は同じ状況下にあると思うのです。これから幅広く声を聞きながら、見直すことも大切ではないのかな。必ずしも見直して、それがよかったなということにつながればいいけれども、それは全く今の話ではないけれども、約束できませんけれども、その辺の判断は当然町長がされるわけですから、住民の声を十分把握した中で、時代に合った、大変難しい言葉ですけれども、町民の声を本当に現況を踏まえると、私なんか個人的には、これは別に考えたほうがいいのではないかな、そんなふうに思っております。でも、数十年前はそうは思っておりませんでした。そういう厳しい立場になるのですけれども、町長としてしっかりその辺を把握しながら、見直しに入るのだったら早目に入るとか検討していただきたいと要望いたします。

- ○相場一夫議長 小島議員。
- ○10番 小島幸典議員 関連質問なのですけれども、先ほど本間議員、また石井議員のほうから今話があったように、水の流れの自然の摂理としては、やはり高いところから低いところへ流すということと、今話された経費の問題です。下水の明野の設備の問題の補修、それと新中野の補修のことを考えると、これ何年か後にはまた同じような修理と、または補修ということがいろいろ出てくる中で、総合的にやはり矢場川の地区には千原田地区、または今話された鶉地区、鶉新田を含めて、やはり沼がある、川があるということを考えれば、これは早急にやはり分散する汚水処理の考えをした場合、分散すれば改修とかそういうのが小さくて済むし、それと今言ったように自然の摂理でポンプアップ云々とかそういう設備の関係もかなり当初はここでお金がちょっとかかっても、利便性だとか故障小さければ修理も早くできるとか、今は経済のこともありますけれども、そういう総合的な見直しをちょっと検討してもらいたいと、そういうことで要望したいと思います。

以上です。

- ○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。 小倉議員。
- ○12番 小倉 修議員 ただいまの下水道の関係でございますけれども、なぜ館林都市計画区域に邑楽町が入っているのかと。鶉の区画整理をした中での汚水を低いところから高いところへとポンプアップして、千代田町まで、利根川まで持っていくわけです。その下水料金を調整区域の我々が払わなくてはならないのかと。考えますれば、あそこの線引きが始まったときに、館林都市計画区域として多々良地区が市街化区域になっていると。邑楽町だけで下水道持っていくということでポンプアップ場があって、利根川まで運ぶわけでございますけれども、終末処理場が現在稼働しているわけですよね、もう。

そうした中考えれば、先ほどの町長のいろんな考えがあるということで、合併処理の問題、コミ

プラの問題、今後検討していくと。随分前に私も、横山町長のときだったですか、梅と桜と桃が咲くのだと。それは土地利用から始まるのです。あそこの鶉地区がなぜ市街化区域になったかと。あそこは面積的にも非常に人口も少ないと、市街化区域になるのは。しかしながら、多々良地区があって1つの地区としてあそこが市街化区域になったわけです。飛び地です。あそこの飛び地まで下水管をずっと明野から通して鶉まで持っていくとなると、これは莫大な金がかかるわけです。そして、低いところから、今度はポンプアップしてくそと小便を流すわけですから、運ぶわけですから、これは将来的にも大変なことになると、大変な事業費がかさむと、これは当然のことなのです。

しかしながら、下水道法、都市計画法から考えれば、梅が咲いて、桜が咲いて、桃が咲くと。要するに区画整理だとかそういった都市街路整備等が終わった後に下水道を引くことであれば、区画整理も終わっているわけですから、下水管を先、先に60. 何%の下水管が引かれているわけですが、その後に区画整理をするのは、この中野地区でも大変なことになるわけです。だから下水一つとっても、これからは大変な方向になっていくと私は思います。だからコミプラをつくろうか、それとも合併処理でいくかと、そういう問題ではないのではないかなと私は思うのです。

もう終末処理場、それだけの稼働の中での計画の中で、でかいのがもうできているのです。だから全体計画の中で、では館林はどう考えているのだと、日向地区。鶉だけの汚水を今度は大泉まで持っていくのかと、金をかけて。今は明野のそばでストップになっていますよね。あの先をずっと持っていくわけでしょう、これから。だったらあそこへとめてしまって、では矢場川へ公共下水道、要するに2つ以上の市町村が集まれば流域になるわけですから、あそこで公共下水道小さいのつくるかというようなことを考えても、それは金がかかりますよ。将来的にも非常に難しいです。町長は、さっき答えた合併だとかどうのこうのというよりも、全体の大きな面での土地利用というものから発生しなければ、解決策は私は出ないのではないかと。全く我々調整区域にいる人間が税金を払って、その税金が流域下水道、要するに鶉の下水道につぎ込まれると。これはこれから莫大になってきます。

それで、また鶉の区画整理も、明野とか新中野みたいに70坪、80坪と規定した中での区画整理であればいいわけですけれども、ところがそうではなくて、屋敷が大きい家は大きな面積の中でいくわけです。そうすると加入にしても何にしても、非常に大変になってくると思うのです。そうなってきたときには、どんどんと一般財源のほうから負担金が出ていくわけです。そうすると、我々の税金が、流しもしないくそ、小便の中で出ていくわけです。これは合併処理だとか、コミプラとか、そういうので解決するのではなくて、全体の館林、邑楽、ないしはもっと大きなエリアの中で考えなければならない問題だと私は思っているのです。町長が言う合併処理やコミプラで解決すれば一番簡単でよろしいかと思いますが、そんな簡単な中での流域下水の動きでは私はないと思うのです。利根川の施設を見ればすぐわかると思うのです。できるだけ早い中で、方向性を公益性にわたって考えるべきだと私は思いますが。

以上です。

- 〇相場一夫議長 金子町長。
- ○金子正一町長 小倉議員のご質問ですが、まさにそのとおりかと思いますが、私が先ほどちょっと合併浄化槽あるいはコミプラということは、手法としてということで申し上げたつもりなのですが、既に区域が設定されているということもありますので、その区域の中でいかに考えていくかということはそのとおりだというふうに思っています。それを見直しをするということになった場合に、やはり広域でやっているというものですから、町独自でそれを区域を狭めるとか、あるいはその処理人口を減らすということにはならないと思いますので、そういうことで進む場合には協議が必要だろうと。

〔「終末処理場……」と呼ぶ者あり〕

- ○金子正一町長 はい。したがって、先ほど合併浄化槽も大変機能がよくなっているということもありますので、選択肢としてはそういうことも考えられるのかなということで申し上げたわけですので、その辺については十分協議をこれから検討していきたいと思っております。
- ○相場一夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第72号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第73号 平成21年度邑楽町水道事業会計補正予算

○相場一夫議長 日程第16、議案第73号 平成21年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第73号 平成21年度邑楽町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理

由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入を64万5,000円増額し、支出を343万円増額するものであります。

収入については、特別利益の消費税還付金の増額であり、支出の主なものは、営業費用総係費の 委託料の増額等であります。

また、資本的収入及び支出では、収入を1,869万9,000円増額し、支出を1,061万9,000円増額する ものであります。

収入については、負担金の増額であり、支出の主なものは、建設改良費の配水管布設費の増額と浄水場整備費の減額等であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第73号 平成21年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○相場一夫議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす12日及び翌13日は、休日につき休会となります。来る14日は、午前10時から会議を開き、一 般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前11時35分 散会〕